

環境アセスメント制度の  
見直しに向けた  
エリア分けの考え方について

令和7年（2025年）3月  
滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

## これまでの経緯（1）

- 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）に基づく、環境影響評価制度（環境アセスメント制度）については、これまでの社会情勢の変化等を踏まえ、制度見直しの検討を進めることとしている。
- 令和6年（2024年）9月には、滋賀県の環境アセスメント制度の見直しについて、滋賀県環境審議会に諮問を行い、令和6年（2024年）12月には、「工場」および「工業団地」の造成事業に係る「見直しの基本的な考え方」と「今後の検討の方向性」を第1次答申としてとりまとめいただいた。
- 令和7年（2025年）1月には、第1次答申の内容をもとに『滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しに関する今後の対応方針（案）』を策定し、パブリックコメントを実施した。  
【意見募集期間：令和7年1月17日から2月17日まで】
- 同じく、令和7年（2025年）1月には、上記の「見直しの基本的な考え方」と「今後の検討の方向性」を踏まえた具体的な検討を進めることを目的に、「環境企画部会 環境アセスメント制度見直し小委員会」を設置した。

## これまでの経緯（2）

### 【概要】 「アセス制度見直しの基本的な考え方」と「今後の検討の方向性」

- ・ 環境基準の達成状況の向上等、昭和50年代以降の環境改善の状況等を踏まえ、産業立地の円滑化のような近年の社会情勢の変化に対応すべく制度の見直しの議論は前向きに進める必要がある。
- ・ 一方で、環境は一旦改変すると元に戻らず、自然生態系を保全することには大きな便益があることから、慎重に議論を進める必要がある。
- ・ 環境アセスメントの対象となる大規模事業は、「規模」だけでなく、「事業が計画される場所」も重要であり、昨今、県内でも気候変動や生物多様性の損失など、地球規模の課題が顕在化しており、県内を生物多様性保全や防災の観点からの「保全エリア」を設定する必要がある。
- ・ 保全エリア以外の区域で「産業立地に係る合意形成が図られたエリア」が定められた場合に、その産業エリアにおいて「アセス手続きの合理化」や「面積要件の見直し」が検討されることで、立地適正化に繋げるべきである。
- ・ また、このようなエリアの考え方に関する議論と併せて、「工場」の面積要件の見直し（10→20ha）についても検討が進められる必要がある。

## 小委員会の役割

### 【名称】

- ・ 滋賀県環境審議会 環境企画部会 環境アセスメント制度見直し小委員会

### 【設置】

- ・ 滋賀県環境審議会議事運営要領第8条第1項の規定に基づき、環境審議会環境企画部会の中に設置（設置要領第1条）

### 【目的】

- ・ これまでの社会情勢の変化等を踏まえ、滋賀県の環境アセスメント制度の見直しについて検討を行い、とりまとめを行う（設置要領第1条）

### 【所掌事務】

- ・ 第1次答申の内容を踏まえ、同制度の見直しに向けた具体的な検討を行い、その結果をとりまとめる。また、検討結果を環境審議会環境企画部会に報告する。（設置要領第2条）

### <今後の予定（令和7年）>

- ・ 3月 第1回小委員会 ← 今回：エリア分けの考え方【資料1】
- ・ 5月頃 環境企画部会に中間報告 工場の面積要件の課題解消に係る検討【資料2】
- ・ 7～9月頃 第2回、第3回小委員会（小委員会の結論をとりまとめ）
- ・ 10月頃 環境企画部会に報告（審議）
- ・ 11月～ 審議結果を知事あてに答申  
（その後、事務局において必要な制度改正等を検討）

# 本日、ご意見をいただきたい内容【資料1】

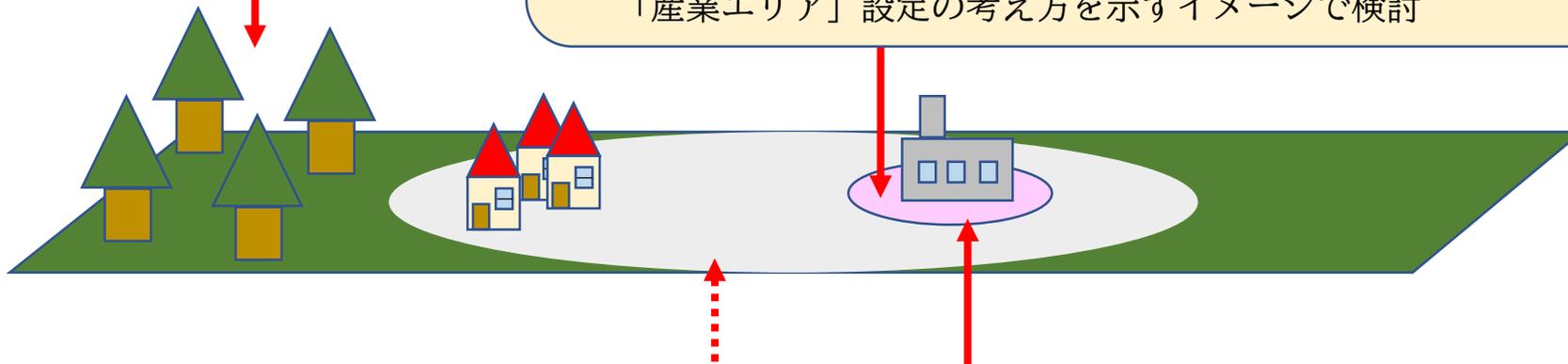
## ■エリア分けの考え方について（「工場」「工業団地」に係るアセス手続きが対象）

### 検討事項1 「保全エリア」の考え方を検討

- ※ 「生物多様性」の確保と「防災」の観点から、本県が「環境アセス技術指針（告示）」等で定めるイメージで検討
- ※ 開発を禁止する場所ではなく、開発に当たり、**従来どおりのアセス手続の実施が求められる場所**のイメージで検討

### 検討事項2 「産業立地に係る合意形成が図られたエリア（産業エリア）」の考え方を検討

- ※ 市町が定めるイメージで検討
- ※ 本県は、アセス手続きの合理化等の対象とする「産業エリア」設定の考え方を示すイメージで検討



### 検討事項3 「保全エリア」を避ける観点からの「手続き合理化」「面積要件見直し」の検討

# 本日、ご意見をいただきたい内容

## 検討事項1 「保全エリア」の考え方について

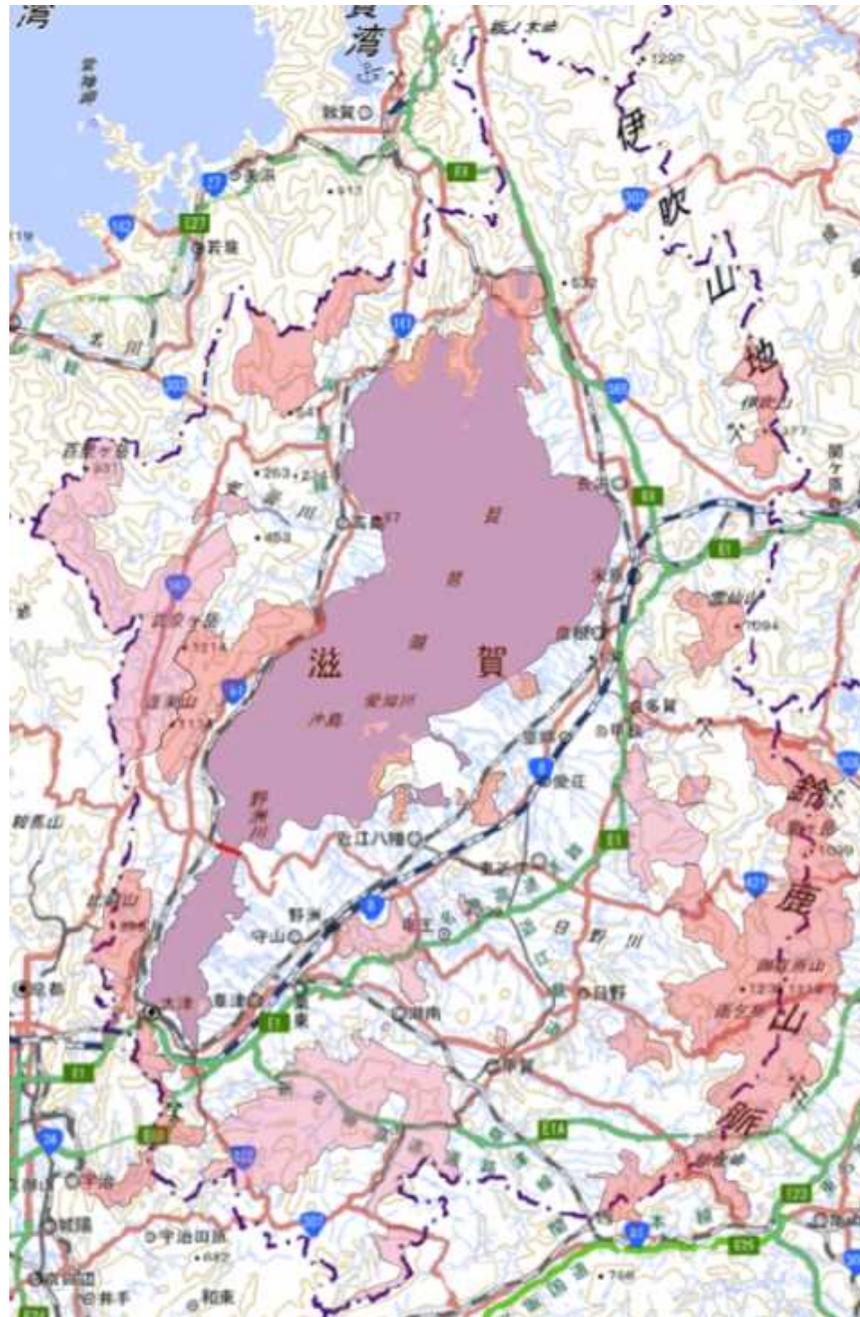
※「工場」「工業団地」が対象

- ・第1次答申では「生物多様性の確保」および「防災」の観点からの「保全エリア」を検討すべき旨の意見が出されたところ。
- ・両観点を目的としており、エリアが明確化されている以下4法令の区域を「保全エリア」としてはどうか（⇒**県域（約40万ha）の約3分の2の面積が保全エリア**）。

	根拠法令	区域等の目的
自然公園区域	自然公園法第2条第1項	優れた自然風景地の保護とその利用の増進を図ることにより生物多様性の確保に寄与することを目的として、 <b>県域の約15.0万ha</b> をそれぞれ特別保護地区、特別地域、普通地域に指定
森林地域	国土利用計画法第9条第2項第3号	「滋賀県国土利用計画 -第5次-（平成29年3月策定）」において、県土保全や水源涵養機能を考慮し土地利用転換を抑制する場所として、R9年度の目標を <b>約20.44万ha</b> と設定（基準年：H26年度 約20.45万ha）
鳥獣保護区域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項	鳥獣（野生の鳥類と哺乳類）の保護と繁殖を図るための区域として、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保することで生物多様性の確保に資することが目的 県内では、県指定鳥獣保護区として <b>45箇所 約9.97万ha</b> 、県指定鳥獣保護区特別保護地区として <b>14箇所 1,393ha</b> を指定
土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害のおそれのある区域として県内で <b>6,847箇所</b> を指定（R6.8.27現在）

※このほか、防災に係る保全区域には、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）、砂防指定地（砂防法）、「河川区域および河川保全区域（河川法）」、水防法および流域治水の推進に関する条例に基づく浸水想定区域等（浸水深3m以上の区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、1/10年確率で0.5m以上の区域、1/200年確率で3m以上の区域等）を含める方向で検討を進めます。

# 【自然公園区域】

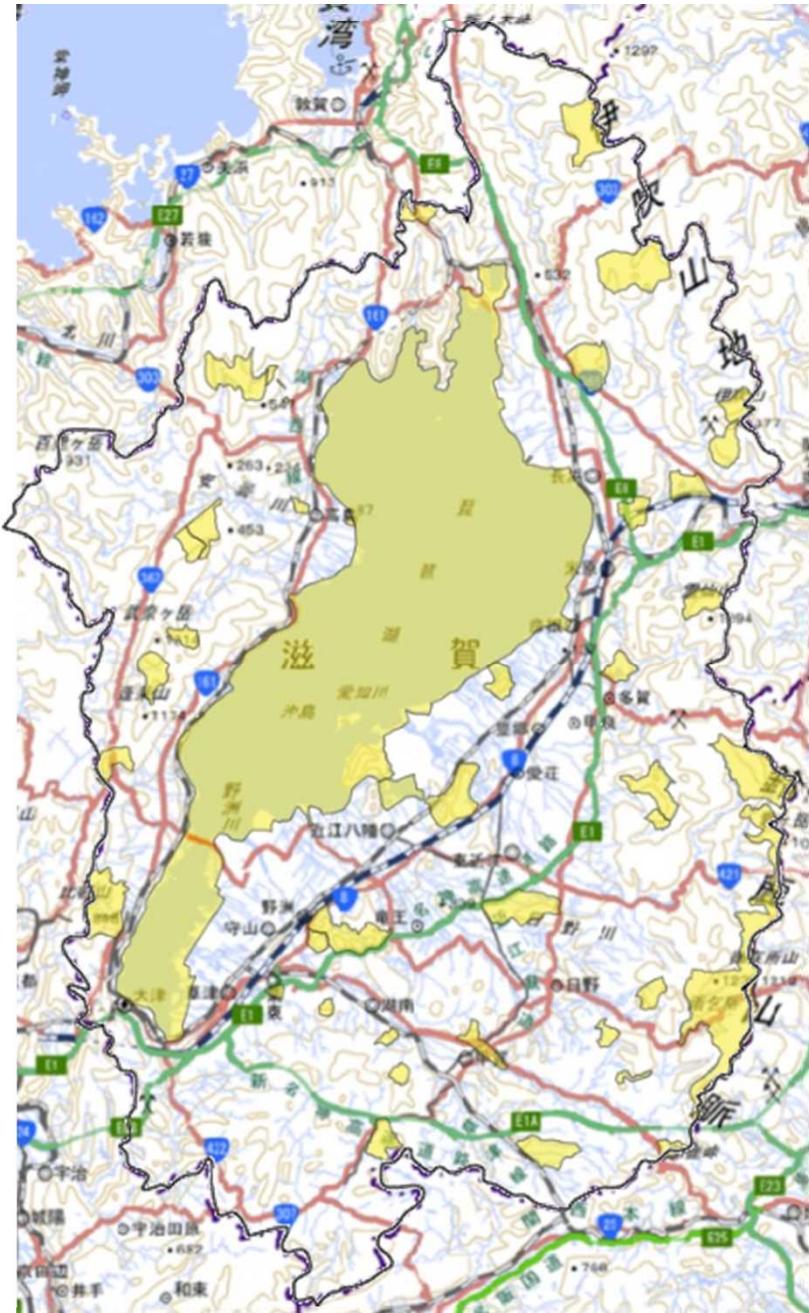


# 【森林地域】

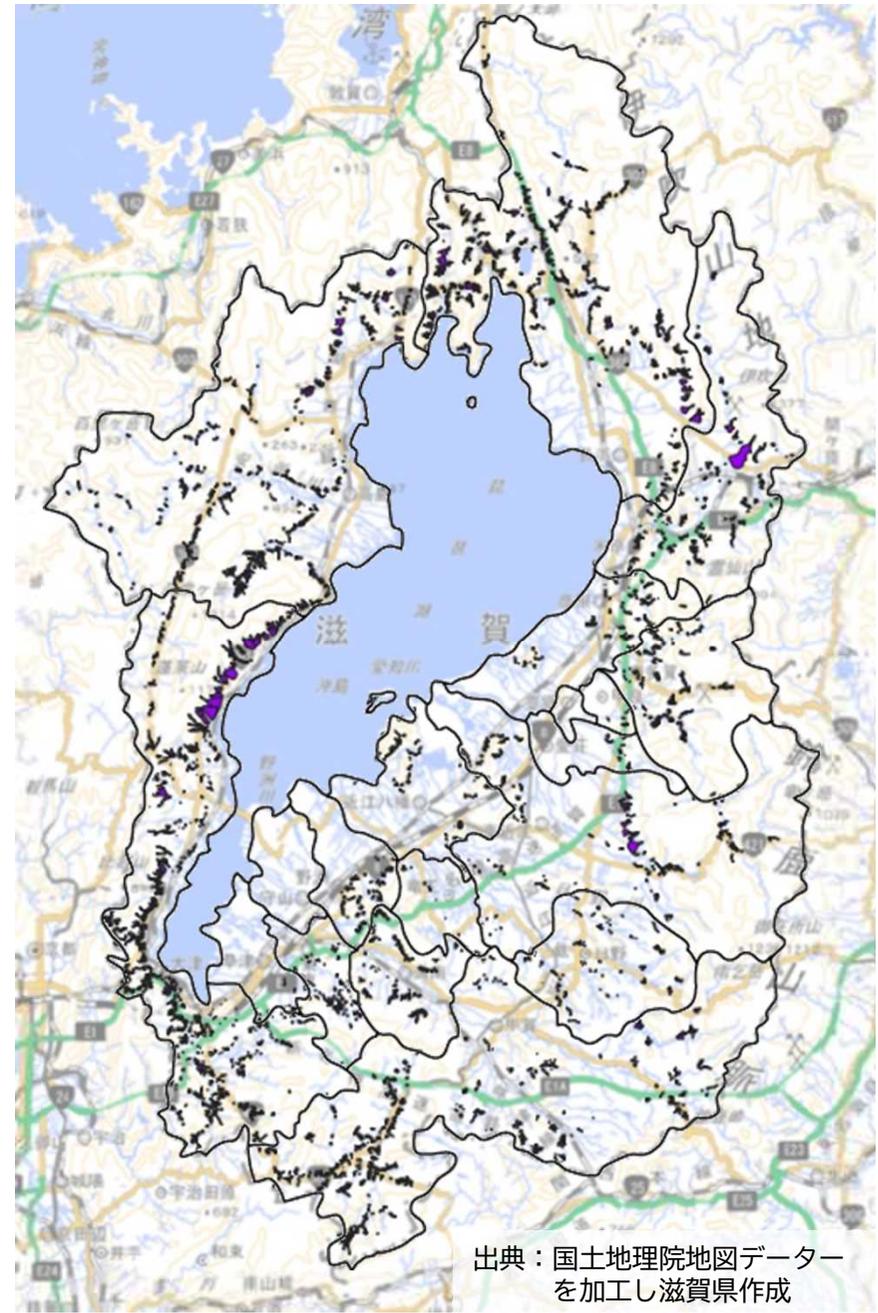


出典：国土地理院地図データを加工し滋賀県作成

【鳥獣保護区域】

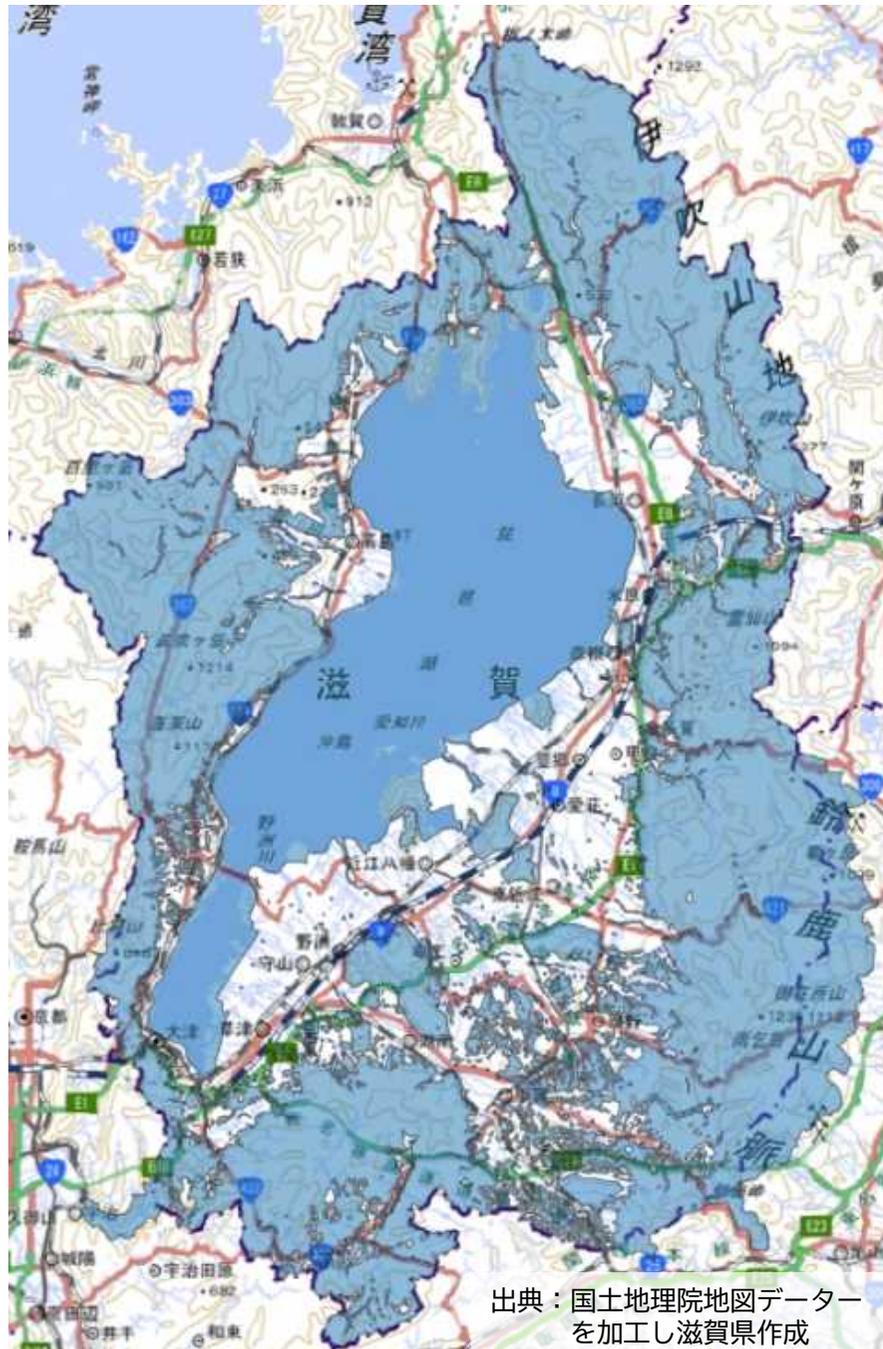


【土砂災害警戒区域】

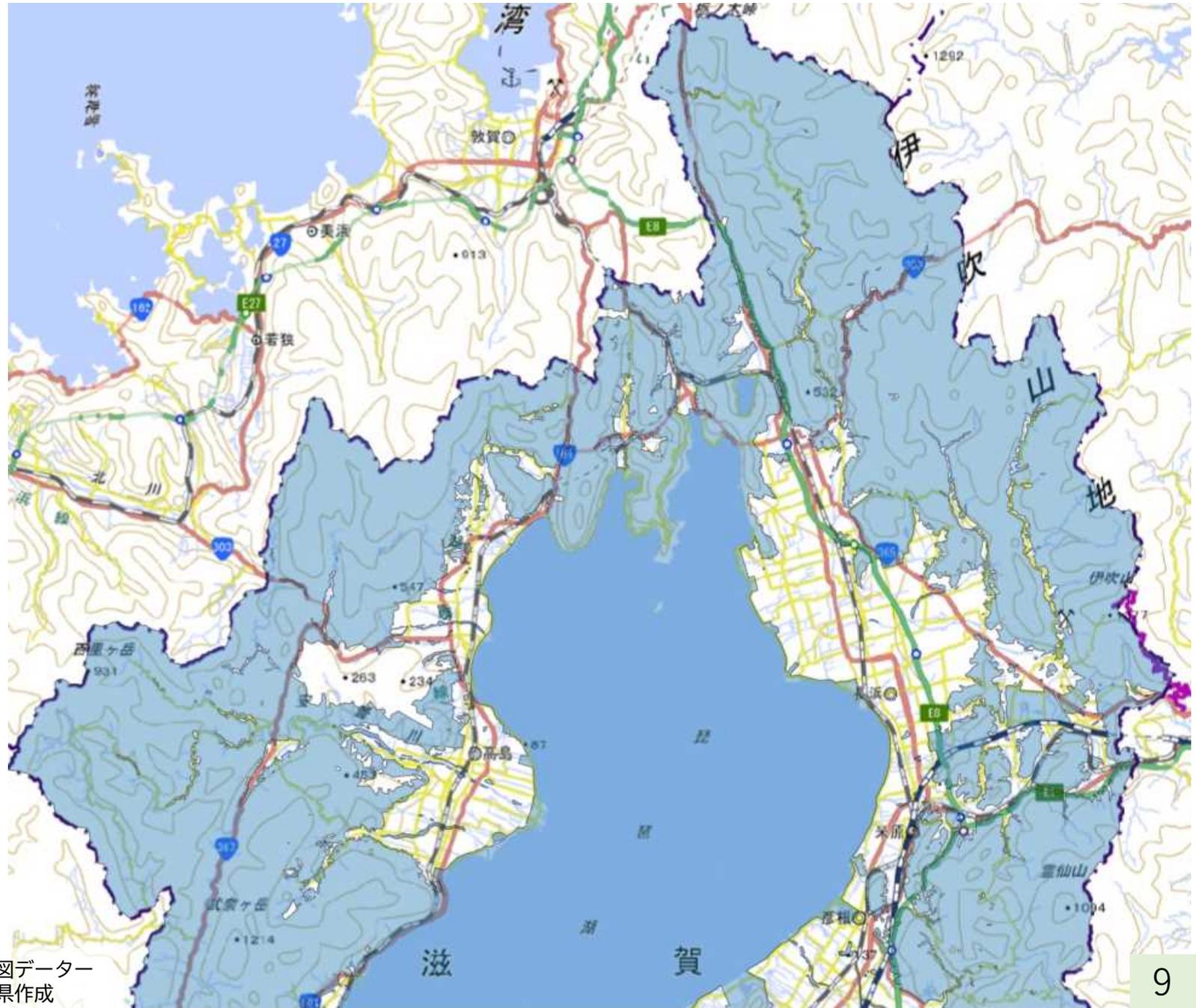


出典：国土地理院地図データを加工し滋賀県作成

## 【保全エリア（全県）】



# 【保全エリア（県北部）】



出典：国土地理院地図データを加工し滋賀県作成



P. 11 ~ P. 16の航空写真の掲載は省略

# 本日、ご意見をいただきたい内容

## 検討事項2 「産業立地に係る合意形成が図られたエリア（産業エリア）」 の考え方について

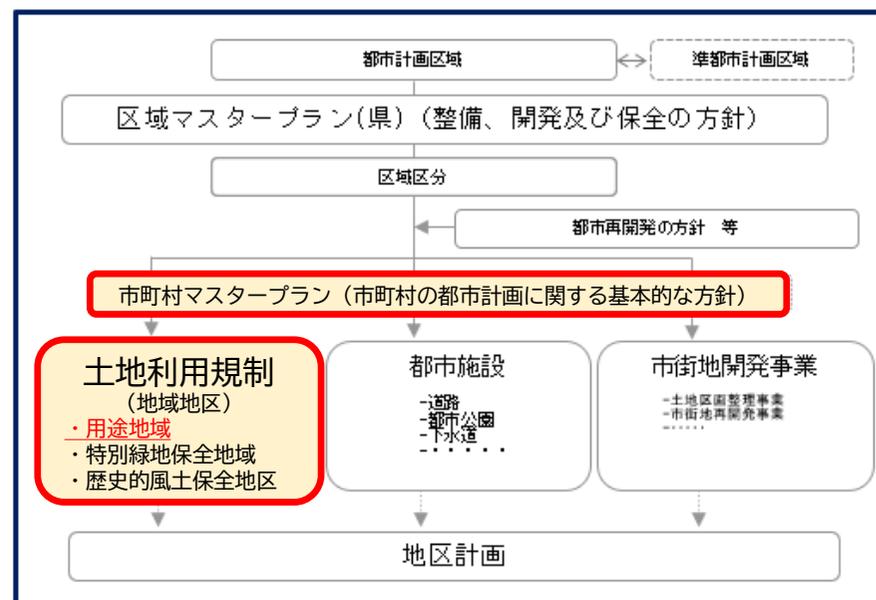
※「工場」「工業団地」が対象

- ・「アセス手続きの合理化」や「面積要件の見直し」の対象となる「産業エリア」は、「工場」や「工業団地」を建設することの合意形成が一定図られていることが望ましいと考えられる。
- ・また、他法令との手続きの重複を避けることや、市町の設定しやすさを考えると、都市計画法の「工業専用地域」の仕組みを活用し、「保全エリア」以外の場所に「工業専用地域」が設定された場合等\*に、「産業エリア」として取り扱ってはどうか。

\*都市計画変更の手続きが始まっているなど「工業専用地域」となる見込みが明らかな場合、別途「産業立地に係る地区計画」が定められている場合（定められる見込みがある場合）を含む

### 【参考】都市計画法の手続き

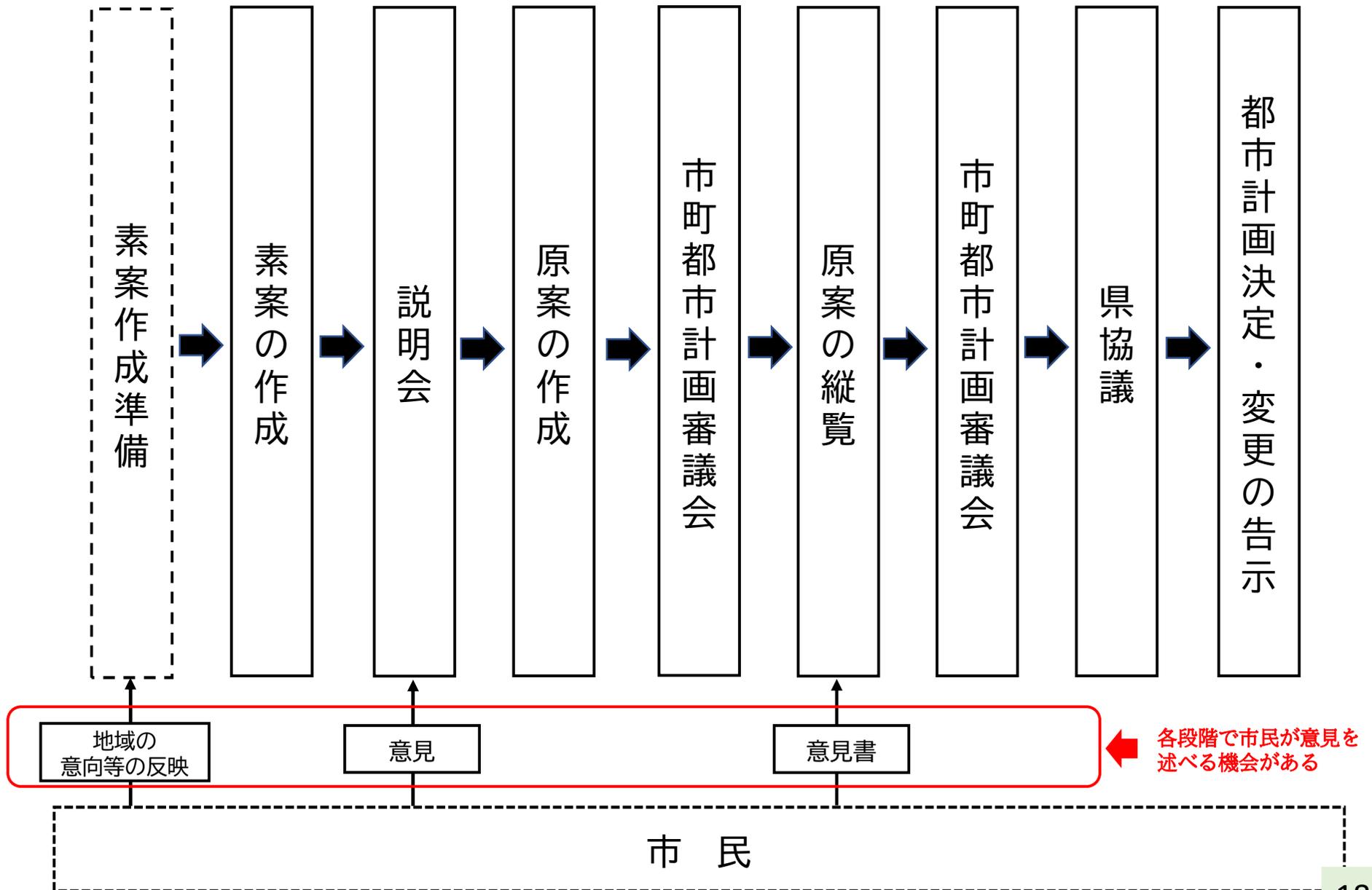
- ・都市計画法では、住環境の保護、商工業の利便向上等を図るため、建てられる建築物の用途や規模によって、土地を13種類の「用途地域」に区分することが出来る。
- ・「工業専用地域」は「用途地域」の1つとして、『市町村マスタープラン』に即して定められる。
- ・用途地域の指定や変更をする場合、関係自治体との協議、公告縦覧および説明会の開催、都市計画審議会での審議等が必要となる ⇒ 次頁。



図の出典：国土交通省HP「土地利用計画制度」  
(国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年3月)

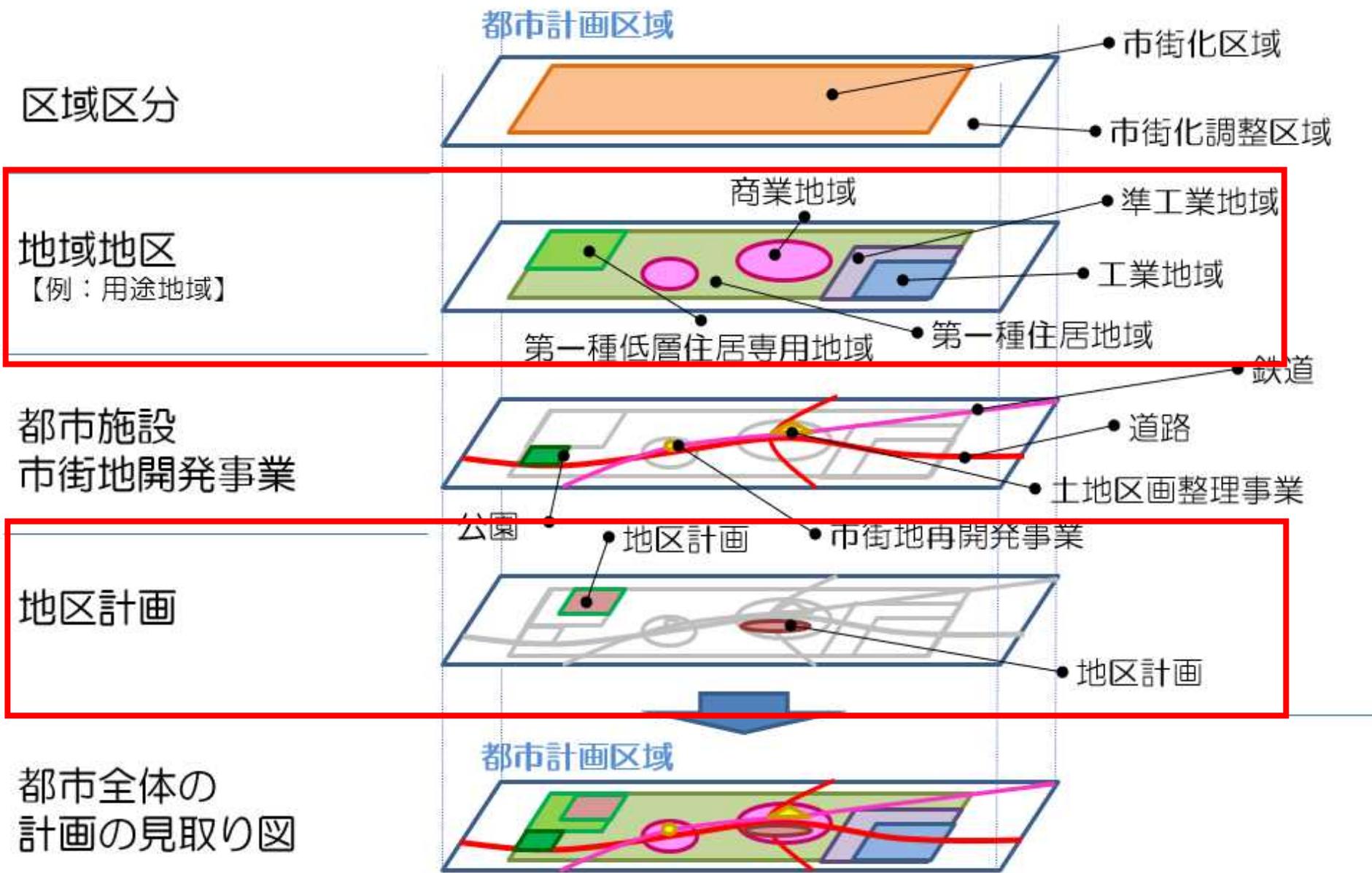
# 【参考】市町が行う用途地域の変更に係る都市計画決定（変更）の手続き

※案件により手続きは異なる場合がある



図：滋賀県作成

# 【参考】土地利用計画制度のイメージ



図の出典：国土交通省HP「土地利用計画制度」  
(国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年3月)

# 【参考】13種類の「用途地域」

図の出典：国土交通省HP「土地利用計画制度」  
(国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年3月)

## 第一種低層住居専用地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

## 第二種低層住居専用地域



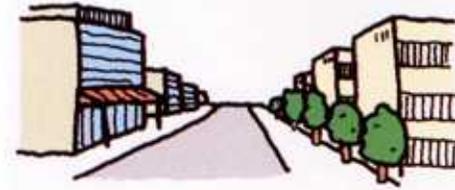
主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。

## 第一種中高層住居専用地域



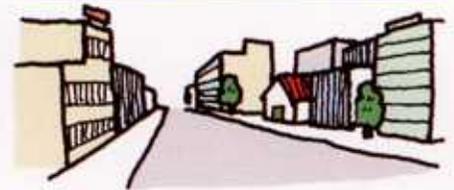
中高層住宅のための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。

## 第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

## 第一種住居地域



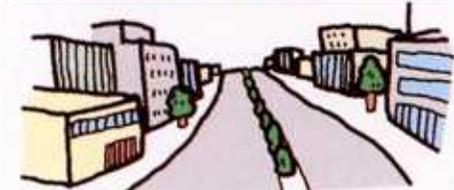
住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられません。

## 第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

## 準住居地域



道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

## 田園住居地域



農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の販売所などが建てられます。

## 近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

## 商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

## 準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられません。

## 工業地域



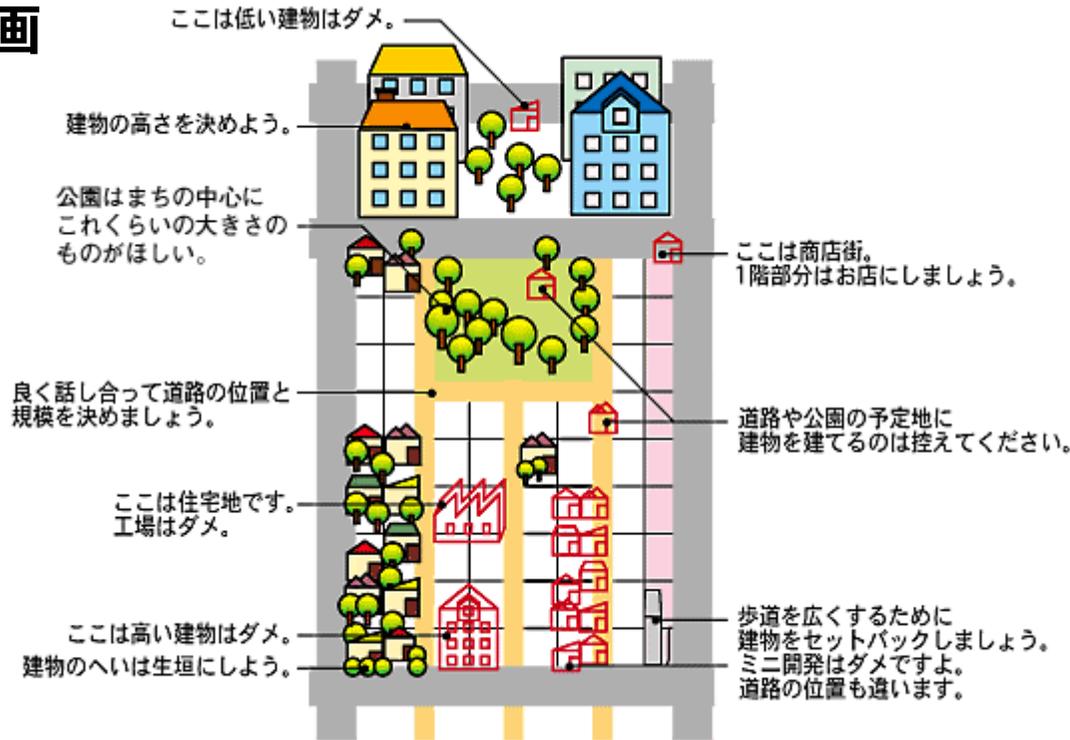
どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## 【参考】 地区計画



### 【地区計画とは】

- ・ 住居地域や工業地域などの用途地域の指定よりも、より細かい規制を加えて良好な街づくりを進めるために定めるもの。
- ・ 地区計画は、将来像などの「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

### 【策定プロセス】

- ・ 地区計画の案は、市町村が条例に基づき、土地所有者等の意見を求めて作成。

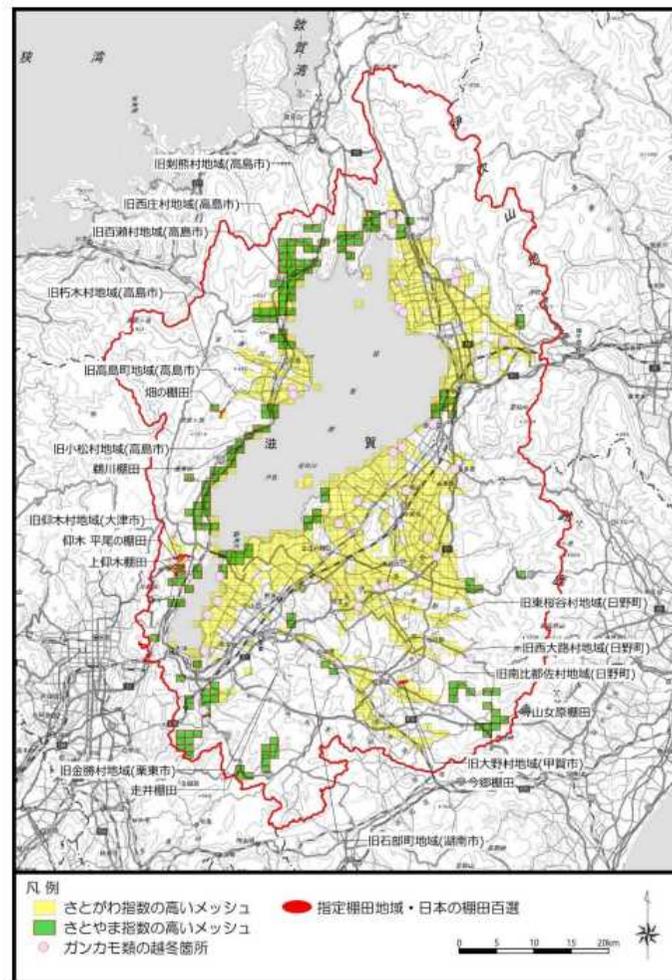
# 本日、ご意見をいただきたい内容

## 検討事項3 「保全エリア」を避ける観点からの「手続き合理化」 「面積要件見直し」について

※保全地域以外の工専地域における  
「工場」「工業団地」が対象

### 3 - (1) 基本的な考え方 (案)

- ・先の環境企画部会では、『立地誘導の観点からは「保全エリア」と「産業エリア」での手続きにメリハリをつけることが重要』、『生物多様性や防災の観点から重要でない場所では要件緩和や手続きの合理化を検討する必要がある』との指摘があったところ。
- ・これまでの環境アセスメント手続きでは、既造成地であっても、希少な動植物種の生育・生息場所となっているケースや採食地となっているケースがある。
- ・また、「生物多様性しが戦略」では、湖辺から里山にかけての地域が動植物の生育・生息場所として潜在性の高い場所になっていることも指摘されている。
- ・従って、「工業専用地域」であっても面積要件の緩和により調査や保全措置を不要とすることは慎重に検討する必要があり、「手続きの合理化」をメインに検討してはどうか。



※「さとがわ指数」：水辺環境の多様性を示す指標。魚類やトンボ類の多様性と正の相関。上位25%のメッシュを示したもの。

※「さとやま指数」：農地を含む里山の土地利用の多様性を示す指数。サンバ、トンボ類、両生類の分布または多様性と正の相関。上位25%のメッシュから、市街地面積50%以上または農地面積10%未満のメッシュを除いたもの。

図と指標の説明文の出典は「生物多様性しが戦略2024」より

# 本日、ご意見をいただきたい内容

## 検討事項3 「保全エリア」を避ける観点からの「手続き合理化」 「面積要件見直し」について

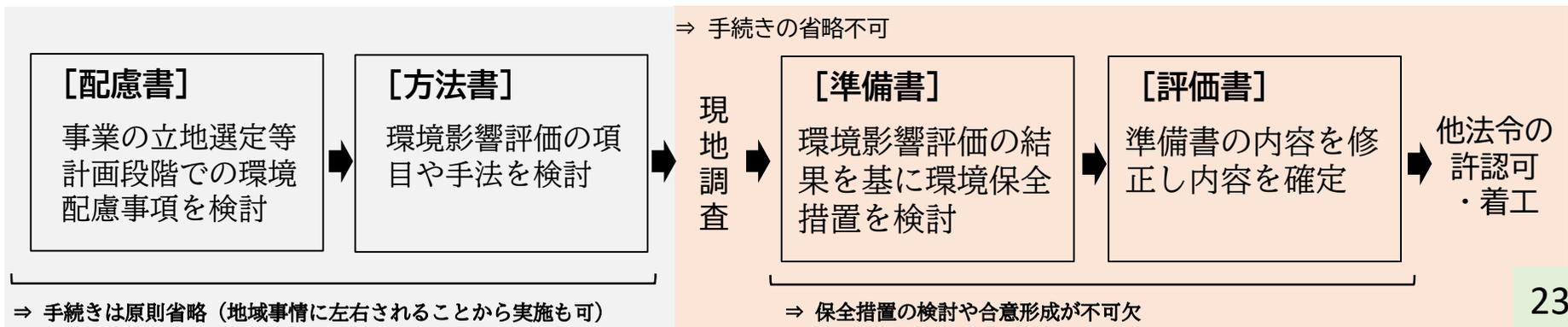
※保全地域以外の工専地域における  
「工場」「工業団地」が対象

### 3 - (2) 手続き合理化の内容 (案)

- ・ 事業実施に伴う環境影響が生じる場合には、エリアに関わらず環境保全措置を求める必要性があることから、少なくとも「準備書」以降の手続きは必須とすべきではないか。
- ・ また、準備書は、現地調査結果に基づく環境影響の予測評価結果が初めて示される段階であり、合意形成の観点からも手続きは必須と考えられる。
- ・ 一方で、配慮書、方法書手続きに関しては、以下の理由から省略可能ではないか。

【配慮書】：工業専用地域では、工場や工業団地を造成することの合意形成が完了しており、立地選定等に係る手続きが完了している。

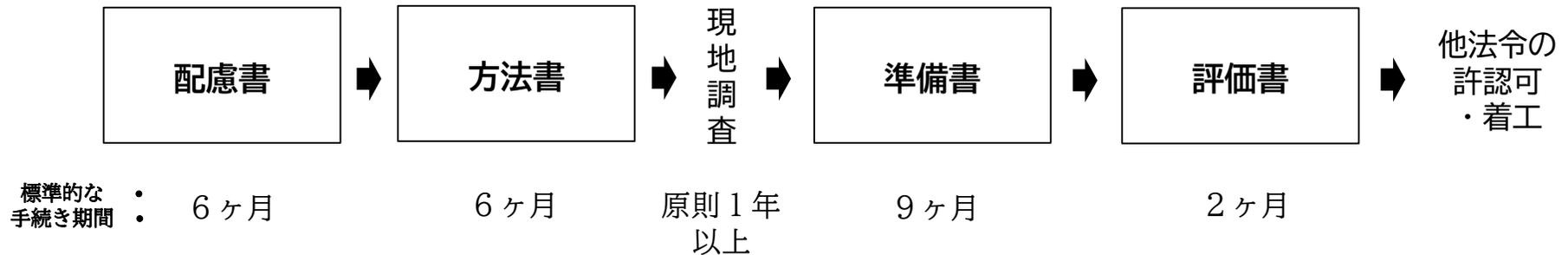
【方法書】：調査の手法は一定確立されており、また、工業専用地域では、地元説明の際等に、既に調査手法等に反映すべき地域事情が把握されている（知事意見で調査手法等を指示しなくても、事業者が行う専門家ヒアリング等により、必要十分な調査手法の確立が可能と考えられる）。



# 検討事項 1～3 のまとめ【制度見直し（案）】

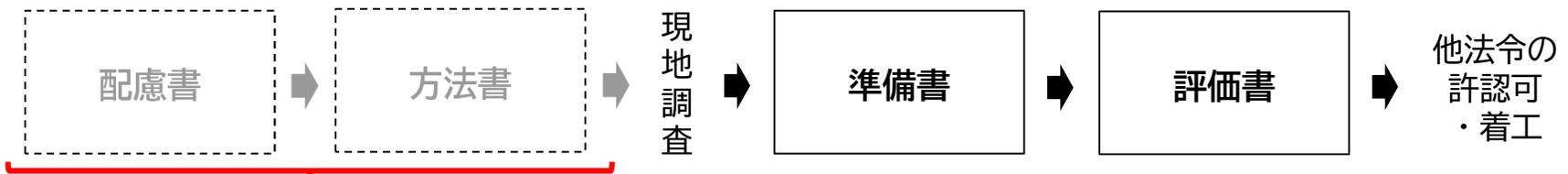
## 【現行制度】

<全ての手続き>



## 【見直し（案）】

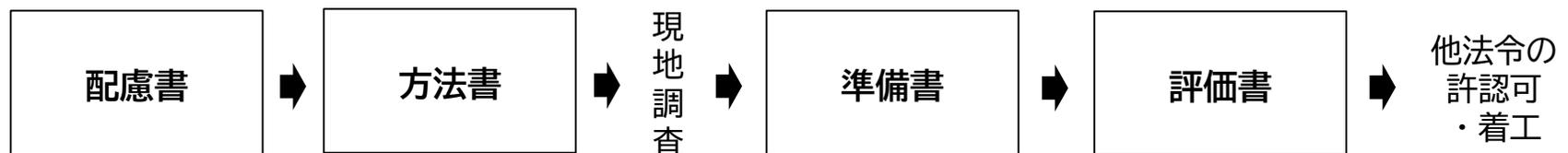
<保全エリア以外の工業専用地域での「工場」「工業団地」造成に係る手続き>



**原則省略** ⇒ 配慮書、方法書とも省略した場合、1～2年程度の手続き期間の短縮が見込まれる

※ 手続きの実施も可能

<それ以外の手続き>



## 【参考】他の都道府県の事例（1）

### 1 「工業専用地域」等で面積要件や手続きの一部を省略している事例【5県】

都道府県名	制度概要
青森県	<p>「工業専用地域」での「工場用地の造成事業」であり、その規模が50～100ha未満のものは、第2種事業として環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定</p> <p>※「工場用地」に係る面積規模要件            【第1種事業】50ha以上（工業専用地域の場合は100ha以上）            【第2種事業】50～100ha未満（工業専用地域内）</p>
宮城県	<p>「工業専用地域」での「工場用地造成事業」：75ha→100ha</p>
石川県	<p>「工業地域」「工業専用地域」での「工場建設・工業用地造成」：50ha→100ha</p>
三重県	<p>「工業専用地域」での「工場建設・工業用地造成事業」は面積要件（10haまたは20ha）に含めない</p> <p>※「工場」「工業団地」に係る面積規模要件            【対象事業】20ha以上（工業専用地域を除いた面積）            【準対象事業】10～20ha未満（工業専用地域を除いた面積）⇒簡易評価書の手続き</p>
長崎県	<p>「工場用地造成」について、面積75ha以上の事業は配慮書手続きが必須。30ha～75haの事業は任意（方法書からの手続き開始が可能）。</p>

## 参考：他の都道府県の事例（２）

### ２ 「保全地域」等を定めている事例【１８県】

<内訳>

- ・岩手、秋田、山形、栃木、神奈川、新潟、富山、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、奈良、鳥取、岡山、熊本、鹿児島、沖縄

<主な規定の内容（一部）>

都道府県名	制度概要
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域での「工場」「工業団地」造成 面積：75ha→50ha</li> <li>※ 特定地域：自然公園、鳥獣保護区域、保安林区域 等</li> </ul>
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定地域での「工業団地」造成 面積：50ha→5ha（第2種事業としての取扱い）</li> <li>※ 特定地域：自然公園、鳥獣保護区域</li> </ul>
三重県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域での「工業団地」造成 面積：20ha→10ha（工業専用地域を除く）</li> <li>・特別地域での「工場」建設 面積：20ha→10ha（工業専用地域を除く）</li> <li>※ 特別地域：国立公園の特別地域など</li> </ul>
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林地域での「工業団地」造成 面積：20ha→15ha</li> <li>・自然公園での「工業団地」造成 面積：20ha→10ha</li> <li>※ 「工場」の建設は、面積10ha以上</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地域での「工業団地」造成 面積：50ha→20ha</li> <li>※ 「工場」の建設は、面積15ha以上（工業団地に設置されるものを除く）</li> <li>※ 指定地域：自然公園、歴史的風土保存区域、風致地区、近隣緑地保全区域、鳥獣保護区域、景観保全地区等</li> </ul>